

フランスにおける友愛原理に基づく 連帯罪違憲判決

——関連法規と関連判決も含めて——

奥 忠 憲

はじめに

フランスにおいて、外国人入国滞在被庇護権法典（code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile（以下、CESEDA 法典と表記する））第 L.622条の1は、外国人による不法な入国，移転，又は，滞在を幫助し，又は，幫助しようとすることを原則として犯罪としている（第1項）。その一方で，同条の4は，不法滞在の幫助に限り，外国人の特定の家族による幫助（第1項第1号及び第2号），又は，非営利の行為であり，かつ，法的助言，外国人に尊厳ある十分に実質的な生活条件を保障するためになされる食事，宿泊，若しくは，医療の提供，又は，外国人の尊厳，若しくは，身体上のインテグリティを保障するための幫助（同項第3号）に限り，刑事責任を免責されるとしていた。

しかしながら，これらの規定に対しては，免責の対象を不法滞在の幫助に限定していることや，専ら人道上の目的に基づきなされる幫助であっても前記の要件に該当しない限りは免責されないことから，連帯したことをも犯罪とする「連帯罪（*délit de solidarité*）」を定めているとして，強い社会的批判の対象となっていた。

こうした中で，不法移転幫助罪と不法滞在幫助罪に関する刑事裁判を契

機とし、破毀院から憲法院に対し、それらの規定の合憲性に関する合憲性優先問題 (question prioritaire de constitutionnalité (以下、QPC と表記する)) が移送された。憲法院は、これを受けた憲法院2018年7月6日判決第2018-717/718 QPC 号において、友愛原理が憲法上の最高規範性を有する規範であるとしたうえで、CESEDA 法典第 L.622条の4の規定が刑事免責の対象を不法滞在の幫助に限定していることが友愛原理に違反していることを理由に、その「不法滞在」という文言を違憲とし、さらに、友愛原理に基づき、同条の規定に対し、これが純粹に人道上の目的からなされる幫助のすべてを免責対象としているという解釈留保を施した。また、違憲であるとされた同条の「不法滞在」という文言につき、これを判決の公示と同時に直ちに廃止してしまうと、不法入国の幫助までもが刑事免責の対象となることから、こうした事態を回避するために、その廃止日を2018年12月1日に延期した。

この判決を受け、2018年9月10日法律第2018-778号第38条は、CESEDA 法典第 L.622条の4の規定につき、刑事免責の対象を不法移転の幫助にも拡大させることや、そのうえで、さらに、専ら人道上の目的からなされるあらゆる幫助を新たに刑事免責の対象とすること等の改正をした。

こうした法改正については、上院議員により、不法入国の幫助が専ら人道上の目的からなされるものであっても刑事免責の対象とはされていない点で、友愛原理に違反するのではないかとして憲法院の事前的違憲審査に付託された。憲法院は、これを受けた憲法院2018年9月6日判決第2018-770 DC 号において、前記の憲法院2018年7月6日判決を踏襲したうえで、さらに、その2018年7月6日判決の公式解説 (commentaire) における指摘と同様に、不法入国の幫助についても、緊急避難 (état de nécessité) について定めている刑法典第122条の7の要件をみたす場合には、同条に基づき刑事責任を免責されることを指摘することにより、前記の法改正を合憲であ

るとしたのである。

本稿では、以上につき、憲法院2018年7月6日判決第2018-717/718 QPC号(2)の抄訳を中心に、これに加え、判決当時の CESEDA 法典(1)、判決を受け CESEDA 法典を改正した2018年9月10日法律第2018-778号(3)、改正後の CESEDA 法典(4)、その改正を合憲であるとした憲法院2018年9月6日判決第2018-770 DC 号(5)のうち、憲法院2018年7月6日判決に関連する部分の抄訳も併せて掲載する。

また、別稿⁽¹⁾では、これらの判決、及び、法規につき、憲法院2018年7月6日判決第2018-717/718 QPC 号を中心に検討した。本稿は、その基礎資料として位置づけられる。

なお、本稿において邦訳する判決、及び、法規は、フランス政府の検索サイトである「レジフランス (Légifrance)」(<https://www.legifrance.gouv.fr/>) において公開されているものである(2019年5月7日最終確認)。

1. CESEDA 法典 (抄)

第 L.622 条の 1 (2012年12月31日法律第2012-1560号第11条により最終改正)

直接又は間接に、フランス国内において外国人が不法に入国、移転、又は、滞在することを幫助した、又は、幫助しようとした全ての者は、本法典第 L.622 条の 4 に所定の免責を受けない限り、5年間の禁錮、及び、3万ユーロの罰金に処される。

(1) 拙稿「フランスにおける友愛原理に基づく連帯罪違憲判決とその意義——不法滞在幫助罪の免責、社会権への影響、法院弁護士の役割——」本誌本号(2019年)。

第 L.622条の 4 (2012年12月31日法律第2012-1560号第12条により改正)

外国人による不法滞在を幫助する行為は、以下の各号に掲げる行為であるときには、本法典の第 L.621条の 2, 第 L.623条の 1, 第 L.623条の 2, 及び、第 L.623条の 3を除き、本法典の第 L.622条の 1 から第 L.622条の 3 に基づき訴追されない。

一 外国人の先祖子孫、若しくは、外国人の先祖子孫の配偶者、又は、外国人の兄弟姉妹、若しくは、外国人の兄弟姉妹の配偶者による行為

二 外国人の配偶者、若しくは、外国人と明らかな内縁関係の中で生活をとともにする者、又は、外国人の配偶者の先祖子孫兄弟姉妹、若しくは、外国人と明らかな内縁関係の中で生活をとともにする者の先祖子孫兄弟姉妹による行為

三 問題とされる幫助行為が、直接にも間接にも何らの見返りももたらしたものであるときであり、かつ、その幫助行為が、法的助言、外国人に尊厳ある十分に実質的な生活条件を保障するためになされる食事、宿泊、若しくは、医療の提供、又は、外国人の尊厳、若しくは、身体上のインテグリティを保障するためのその他のあらゆる幫助をするものであったときには、あらゆる自然人若しくは法人による行為

② ただし、前項第 1 号、及び、第 2 号に所定の刑事免責は、不法滞在の幫助を受ける外国人が、一夫多妻、若しくは、一妻多夫の状態で行っているとき、又は、第一配偶者とともにフランスに居住する一夫多妻、若しくは、一妻多夫にある者の配偶者であるときには、適用されない。

2. 憲法院2018年 7 月 6 日判決第2018-717/718 QPC 号 (抄)

paragr. 5

申立人は、他の裁判参加者とともに、CESEDA 法典第 L.622条の 1 及び

4 が、友愛原理に違反すると主張している。というのも、まず、同法典第 L.622条の 4 第 1 項第 3 号の定める刑事免責は、自然人又は法人が不法滞在を幫助したことについて問われたときにのみ適用されるものであり、外国人がフランス国内において不法な状態で入国すること、及び、移転することを幫助したことについて問われたときには適用されないからである。また、これらの規定が、直接にも間接にも何らの見返りももたらしえたものではない純粹に人道的なあらゆる行為による不法滞在幫助の場合の刑事免責を定めていないことから、友愛原理に違反すると主張している。さらに、これらと同じ理由から、それらの規定が、罪刑必要性比例性原理にも違反すると主張している。加えて、申立人は、これらの規定が、第 L.622条の 4 第 1 項第 3 号の文言の十分に明確ではないという点で、罪刑法定主義原理にも違反すると主張している。最後に、外国人が不法な状態で滞在することが、それらの規定における免責の対象となるのに、外国人が不法な状態で入国し、又は、移転することを幫助することが免責の対象とはならないことから、法内容の平等にも違反するとも主張はされている。

paragr. 6

したがって、本 QPC は、CESEDA 法典第 L.622条の 4 第 1 項に定められている「不法滞在」という文言、及び、同項第 3 号に関するものである。

— 基本的な点について

・ 友愛原理の違反から導かれる申立について

paragr. 7

憲法第 2 条には「『自由、平等、友愛』は、フランス共和国のスローガンである」と定められている。また、憲法は、その前文及び第 72 条の 3 において「自由、平等、友愛という共通理念」に基づいている。このことから、友愛が憲法上の最高規範性を有する原理であることがわかる。

paragr. 8

この友愛原理から、他者の国内滞在の合法性を考えるとなく人道上の目的からその他者を幫助する自由が導かれる。

paragr. 9

しかしながら、憲法上の最高規範性を有するいかなる法準則も法原理も、外国人に対し、国内において入国し、滞在する絶対的かつ包括的な権利を保障するものではない。加えて、不法移民対策という目的は、公序の維持に関わるものであり、憲法上の最高規範性を有する目的にあたる。

paragr. 10

したがって、立法者は、友愛原理と公序の維持を衡量しなければならない。

paragr. 11

CESEDA 法典第 L.622条の1 第1項の適用により、フランスにおいて外国人が不法に入国し、移転し、又は、滞在することを直接又は間接に幫助する行為は、5年間の禁錮、及び、3万ユーロの罰金に処せられる。ただし、同法典第 L.622条の4は、外国人不法滞在幫助罪に問われた者が刑事責任を免責される幾つかの場合を定めている。すなわち、同条第1項第1号及び第2号は、その幫助が外国人の近親者、若しくは、外国人の配偶者の近親者、又は、外国人と内縁関係の状態与生活をともにする者によるときには、不法滞在幫助罪を理由としたあらゆる刑事訴追を排除している。また、同項第3号は、不法滞在幫助罪の免責につき、この幫助行為が、「直接にも間接にも何らの見返りももたらしえたものではないときであり、かつ、その幫助行為が、法的助言、外国人に尊厳ある十分に実質的な生活条件を保障するためになされる食事、宿泊、若しくは、医療の提供、又は、外国人の尊厳、若しくは、身体上のインテグリティを保障するためのその他のあらゆる幫助をするものであったときには、あらゆる自然人若しくは

は法人による行為」であるときには、こうした外国人不法滞在幫助をしたあらゆる自然人若しくは法人に刑事免責を与えている。

——CESEDA 法典第 L.622条の 4 第 1 項第 3 号に定められている刑事免責が不法滞在幫助のみに限られていることについて

paragr. 12

憲法違反であると申し立てられている同法典第 L.622条の 4 第 1 項の規定と併せると、同法典第 L.622条の 1 第 1 項の規定から、国内において外国人が不法に入国、又は、移転することを容易にするために、又は、容易にしようとするために外国人になされるあらゆる幫助は、その幫助の性質、及び、その幫助の目指す目的がいかなるものであっても、刑事罰に処せられる。ただし、外国人が不法に移転するためにその外国人になされる幫助は、入国のためになされる幫助とは異なり、必ずしも不正な状態 (situation illicite) を生じさせるという結果を招くわけではない。

paragr. 13

したがって、立法者は、不法な状態で外国人が移転することになされるあらゆる幫助を、それが外国人の不法滞在の幫助に付随するものであれ、人道目的によるものであれ、軽罪として刑罰を科すことを定めることにより、公序維持という憲法上の最高規範性を有する目的と友愛原理との間の均衡のとれた衡量をしなかったのである。その結果として、同法典第 L.622条の 4 第 1 項に定められている「不法滞在」という文言は、前記の規定に対する他の申立を検討するまでもなく、憲法に違反すると宣言されなければならない。

——法的助言、外国人に尊厳ある十分に実質的な生活条件を保障するためになされる食事、宿泊、又は、医療の提供という幫助行為、並びに、外国人の尊厳、又は、身体上のインテグリティを保障するための幫助行為のみに刑事免責が限定されていることについて

paragr. 14

同法典第 L.622条の 4 第 1 項第 3 号に基づき、フランス国内において外国人が不法な状態で滞在することを、外国人の近親者、外国人の近親者の配偶者、又は、外国人と内縁状態の中で生活をともにする者ではない者が直接又は間接に見返りを受けることなく幫助するときには、法的助言行為のみが、幫助をした者の求める目的を問わずに刑事免責を受ける。なされた幫助が食事、宿泊、又は、医療の提供であるときには、幫助をした者は、これらの提供が外国人に尊厳ある十分に実質的な生活条件を保障するためになされるものであるときに限り、刑事免責を受ける。その他のあらゆる幫助については、それが外国人の尊厳、又は、身体上のインテグリティを保障するためのものであるときに限り、刑事免責が存在する。ただし、これらの規定は、友愛原理に違反しない限りであるとする、人道目的のためになされる他のあらゆる幫助行為にも適用されるものとして以外には解釈されえないであろう。

paragr. 15

したがって、立法者は、第14段落 (paragr. 14) で明らかにした留保の限りで、友愛原理と憲法上の最高規範性を有する公序維持という目的との間で均衡を明らかに欠いた衡量をしたわけではない。それゆえに、CESEDA 法典第 L.622条の 4 第 1 項第 3 号の友愛原理違反から導かれる申立は、退けられなければならない。

・罪刑法定主義原理違反、及び、(罪)⁽²⁾ 刑必要性比例性原理違反から導かれる申立について

(2) 罪 (délits) という字が、原文のこの箇所では記載されていないものの、他の箇所では記載されているため、おそらくは脱字ではないかと思われる。そのため、本稿では、これを補った。

paragr. 16

1789年人権宣言第8条では、「法律は、厳密かつ明白に必要な刑罰しか定めてはならず、また、何人も、犯罪行為の前に制定、公布され、適法に適用された法律によってしか処罰されてはならない」とされている。

paragr. 17

憲法第34条は、「法律は、重罪、及び、軽罪、並びに、これらに適用される刑罰……に関する法準則を定める」としている。立法者には、人権宣言第8条から導かれる罪刑法定主義原理、及び、憲法第34条に基づき、恣意的な権限行使を排除するのに十分に明瞭で明確な文言により、刑法の適用範囲を確定し、重罪及び軽罪を定める義務が課されている。

paragr. 18

憲法第61条の1は、当院に対し、議会と同じ性質の包括的な判断権や決定権を与えるものではなく、専ら、当院の審査に付された法律の憲法適合性について判断する権限を与えるのみである。ただし、当院は、犯罪に適用される刑罰の必要性が立法者の判断権に属するものではあるものの、犯罪と科される刑罰が明らかに比例していないことのないことを確認しなければならない。

paragr. 19

まず、同法典第 L.622条の4第1項第3号の規定は、多義性を伴うものではなく、かつ、恣意的な権限行使の危険から保護するのに十分な明確性を有するものである。したがって、罪刑法定主義原理違反から導かれる申立は、退けられなければならない。

paragr. 20

また、同法典第 L.622条の4第1項第3号の定める刑事免責は、第14段落 (paragr. 14) で言及した条件に基づくと、人道目的でなされるあらゆる不法滞在幫助行為に適用される。したがって、いずれにしても、立法者

は、家族の範囲を超えて人道上の目的以外の目的で不法滞在を幫助した場合の刑事免責を定めていないことにより、罪刑必要性比例性原理に違反しなかったのである。罪刑必要性比例性原理違反から導かれる申立は、退けられなければならない。

paragr. 21

したがって、第14段落 (paragr. 14) で述べた留保の限りで、CESEDA 法典第 L.622条の 4 第 1 項第 3 号は、憲法の保障するいかなる権利や自由に関する規定にも一切違反するものではなく、合憲であると宣言されなければならない。

——違憲と宣言することの効果について

paragr. 22

憲法第62条第 2 項では、「憲法第61条の 1 に基づき違憲であるとされた規定は、その憲法院判決の公示から、又は、その憲法院判決の指定する公示後の期日から、廃止される。憲法院は、その規定のもたらす効果を再び検討することのできる条件及び範囲を決める」とされている。原則として、違憲の宣言は、QPC の申立人に適用されなければならないのであり、憲法に違反すると宣言された規定を、当院の判決の公示日から、国家機関の中で現行の規定として適用することはできない。ただし、憲法第62条の規定は、当院に対し、違憲とされた規定の廃止日を指定する権限、違憲判決の効力発生を延期する権限、及び、その規定が違憲判決の前にもたらした効果を再検討する権限を与えるものである。

paragr. 23

当院は、議会と同じ性質の包括的な評価権を有していない。当院は、判決の指摘した違憲性を解消するためになされる必要のある改正を指示することを任務としているわけではない。今回の場合は、違憲性の申し立てられた規定を即時に廃止することは、CESEDA 法典第 L.622条の 4 に所定の

刑事免責を，フランス国内において不法に入国することを容易にしようとする行為，又は，これを容易にしようとするための行為に拡大させる効果を有するであろう。こうした即時廃止は，明らかに過剰な帰結をもたらすであろう。したがって，違憲性の申し立てられた規定の廃止日を2018年12月1日に延期するべきである。

paragr. 24

ただし，本判決の公示からは，本判決の指摘した違憲性を抑えるために，CESEDA 法典第 L.622条の 4 第 1 項第 3 号に所定の刑事免責は，外国人が，入国を除き，フランスにおいて不法な状態で滞在することに付随する移転を容易にしようとする幫助行為，又は，これを容易にしようとするための幫助行為にも，その幫助行為が人道上の目的からなされるものであるときには，適用されなければならない。

当院は，以下のとおり判決する。

第 1 条

—2012年12月31日法律により改正された CESEDA 法典第 L.622条の 4 第 1 項の定める「不法滞在」という文言は，憲法に違反する。

第 2 条

—第14段落 (paragr. 14) で明らかにした留保の限りで，同法律による同法典第 L.622条の 4 第 1 項第 3 号は，合憲である。

第 3 条

—第 1 条の違憲宣言は，本判決の第23段落 (paragr. 23) 及び第24段落 (paragr. 24) において定めた条件の限りで有効である。

3. 規制移民, 実効的庇護権, 及び, 成功移民に関する2018年9月10日法律第2018-778号(抄)

第38条

以下のとおり, CESEDA 法典第 L.622条の 4 を改正する。

一 第1項において, 「不法滞在」という文言を, 「不法移転, 又は, 不法滞在」に改正する。

二 第1項第3号を, 「三 問題とされる幫助行為が, 直接にも間接にも何らの見返りももたらしえたものではないときであり, かつ, その幫助行為が, 法的, 言語的, 若しくは, 社会的な助言若しくは支援, 又は, 人道上の目的からなされるその他のあらゆる幫助を提供することであるときには, あらゆる自然人若しくは法人による行為」に改正する。

三 第2項において, 「不法滞在」という文言を, 「不法移転, 又は, 不法滞在」に改正する。

4. CESEDA 法典(抄)

第 L.622条の 4 (2018年9月10日法律第2018-778号第38条により最終改正)

外国人による不法移転, 又は, 不法滞在を幫助する行為は, 以下の各号に掲げる行為であるときには, 本法典の第 L.621条の 2, 第 L.623条の 1, 第 L.623条の 2, 及び, 第 L.623条の 3 を除き, 本法典の第 L.622条の 1 から第 L.622条の 3 に基づき訴追されない。

一 外国人の先祖子孫, 若しくは, 外国人の先祖子孫の配偶者, 又は, 外国人の兄弟姉妹, 若しくは, 外国人の兄弟姉妹の配偶者による行為

二 外国人の配偶者, 若しくは, 外国人と明らかな内縁関係の中で生活を

ともにする者、又は、外国人の配偶者の先祖子孫兄弟姉妹、若しくは、外国人と明らかな内縁関係の中で生活をともにする者の先祖子孫兄弟姉妹による行為

三 問題とされる幫助行為が、直接にも間接にも何らの見返りももたらしえたものではないときであり、かつ、その幫助行為が、法的、言語的、若しくは、社会的な助言若しくは支援、又は、人道上の目的からなされるその他のあらゆる幫助を提供することであるときには、あらゆる自然人若しくは法人による行為

② ただし、前項第1号、及び、第2号に所定の刑事免責は、不法移転、又は、不法滞在の幫助を受ける外国人が、一夫多妻、若しくは、一妻多夫の状態で生活をしているとき、又は、第一配偶者とともにフランスに居住する一夫多妻、若しくは、一妻多夫にある者の配偶者であるときには、適用されない。

5. 憲法院2018年9月6日判決第2018-770 DC号(抄)

——規制移民、実効的庇護権、及び、成功移民に関する法律(後の2018年9月10日法律第2018-778号)第38条の中の一部の規定について
paragr. 101

規制移民、実効的庇護権、及び、成功移民に関する法律第38条は、CESEDA 法典第 L.622条の1に所定の外国人不法滞在幫助罪に問われる者に適用される刑事免責を定めている同法典第 L.622条の4を改正するものである。とりわけ、この第38条第1号及び第3号は、外国人不法移転幫助罪を理由に訴追された者にも刑事免責の範囲を拡大させることにより、前記の憲法院2018年7月6日判決から帰結を導いたのである。

paragr. 102

申立人である上院議員は、フランスへの不法入国の幫助も専ら人道上の目的からなされうるものであるにも拘わらず、前記の刑事免責の範囲を不法入国の幫助を理由に訴追された者には拡大させていないことから、それらの規定の違憲性を主張している。

paragr. 103

憲法第2条は、「フランス共和国のスローガンは、『自由、平等、友愛』である」と定めている。また、憲法前文及び第72条の3において、「自由、平等、友愛という共通の理念」を参照している。したがって、友愛原理は、憲法上の最高規範性を有する原理である。

paragr. 104

この原理から、他者の国内滞在の合法性を考えるとなく人道上の目的からその他者を幫助する自由が導かれるのである。

paragr. 105

とはいえ、立法者は、友愛原理と公序の維持とを衡量しなければならない。

paragr. 106

CESEDA 法典第 L.622条の1の規定、及び、同条の4の規定を併せて考えることにより、外国人に対し、その入国を容易にし、又は、容易にしようとするためになされる全ての幫助は、その幫助の性質や幫助者の求める目的が何であったとしても、刑事罰の対象であるということが導かれる。

paragr. 107

フランスへの不法入国のために外国人になされる幫助は、当院が2018年7月6日判決の第12段落（paragr. 12）で判示したとおり、外国人の不法移転又は不法滞在のためになされる幫助とは異なり、不正な状態を発生させるという結果を招くものである。したがって、立法者は、他人を脅かす現在の又は急迫した危難に直面した者が、刑法典第122条の7の適用によ

り、その他人を守るために必要な行為であり、かつ、用いられた手段と脅威の重大性との間の比例性が失われていない限りで刑事責任を負わない以上は、その軽罪について刑罰を科すことを定めることができるのである。

paragr. 108

したがって、立法者は、外国人がフランスに不法入国することを幫助する場合の刑事免責を、たとえその幫助が人道上の目的からなされるものであったとしても、定めていないことにより、公序の維持という憲法上の最高規範性を有する目的と友愛原理との間で均衡を明らかに欠いた衡量をしたわけではないのである。

paragr. 109

したがって、CESEDA 法典第 L.622条の 4 第 1 項及び第 2 項に定められている「不法移転、又は、不法滞在」という文言は、いかなる憲法上の要請にも一切違反するものではなく、合憲である。

当院は、以下のとおり判決する。

第 3 条

—以下の規定は、合憲である。

—規制移民、実効的庇護権、及び、成功移民に関する法律第38条の改正した CESEDA 法典第 L.622条の 4 第 1 項及び第 2 項が定めている「不法移転、又は、不法滞在」という文言。

(2019年 5 月 7 日脱稿)